

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市旅費条例の一部改正について

平成 16 年 12 月 22 日

総務部

1 提案理由

「行財政構造改革の方針及び実施計画」に基づき、職員給与の適正化を図るため、国及び県の例に準じ、給料表、諸手当、旅費の改定をするとともに、給料の減額措置を講ずるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の概要

(1) 盛岡市職員給与支給条例の一部改正

① 給料表の改正について

行政職給料表、医療職給料表（1）及び（2）について、国及び県に準じた内容に改正する。

なお、給料表の改正に伴う新給料表への移行に係る給料の切替に関して規定する。

② 住居手当について

借家・借間に係る手当の支給範囲を、月額 12,000 円（現行 11,500 円）を超える家賃を支払っている職員とともに、手当額算定に係る控除額及び加算額を改正し、支給限度額を 27,000 円（現行 27,500 円）とする。

③ 通勤手当について

県の例に準じて、交通用具使用者に対する手当額を全般的に引き下げるほか、支給限度額を 34,500 円（現行 23,400 円）とする。
2年間 1,100 円減

④ 給料の減額措置について

平成 17 年 4 月から平成 19 年 3 月まで、給料月額の 100 分の 3 に相当する額を減ずる措置を講ずる。
常勤手当 減額 15%

⑤ 常勤特別職の期末手当について

（改正条例の附則において、盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正）

職員給与支給条例の一部改正に伴い、常勤の特別職に支給する期末手当の額は、行政職給料表 10 級（現行 7 級）の職務にある職員の例によるとする。

第2章 旅費手当の改正について

⑥ 水道部企業職員の住居手当について

(改正条例の附則において、盛岡市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

水道部企業職員の住居手当について、前記②と同様の改正を行う。

(2) 盛岡市旅費条例の一部改正

給料表の適用を受ける職員の日当、宿泊料及び食卓料を国の水準を考慮し、次のとおりとする。

- ・日 当 2,400 円 (現行 2,600 円)
- ・宿泊料 12,000 円 (現行 13,100 円)
- ・食卓料 2,400 円 (現行 2,600 円)

(3) 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日